



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社タクミナ
代表者名 代表取締役社長 山田 信彦
(東証第 2 部・コード 6322)
問合せ先 執行役員経理部長 吉田 裕
(TEL 06-6208-3971)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、平成27年6月12日開催予定の第39回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 28 条(損害賠償責任の一部免除)を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、第 28 条の変更に関しましては、監査役の同意を得ております。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第 6 章 取締役及び監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役及び社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定できる契約を締結することができる。</p>	<p>第 6 章 取締役及び監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>及び<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定できる契約を締結することができる。</p>

以 上